北 技 保 第 2 6 6 号 令和 5 年 1 2 月 6 日

公益社団法人北海道トラック協会会長 殿

北海道運輸局自動車技術安全部長 (公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る一斉点検の実施について

標記について、物流・自動車局自動車整備課長から別添のとおり通達がありましたので了知されるとともに、貴協会の傘下会員に対し周知方お願いします。

なお、北海道運輸局のホームページに本通達を掲載していることを申し添えます。

## (参考)

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達 https://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html

国自整第166号令和5年12月4日

北海道運輸局 自動車技術安全部長 殿

> 物流・自動車局自動車整備課長 (公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る一斉点検の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、本年も「令和5年度緊急対策」として10月から令和6年2月末を重点的に取り組んでいるところであるが、12月1日、午後3時50分頃、青森県八戸自動車道下り線において、走行中の大型トラックから左後輪のタイヤが脱落し、道路保全工事を行っていた作業員に衝突、1名が死亡、1名が軽傷を負う事故が発生した。また、11月30日、島根県の国道においても大型トラックから脱落したタイヤが歩行者に衝突し、当該歩行者が重傷を負う事故が発生した。

本件事故については、事業者からの報告によると、ともに冬用タイヤ交換後間もなく発生したとの情報がある。

ついては、トラック運送事業者に対して、保有車両のホイール・ナットの緩みの確認及 びタイヤ脱着作業後の増し締めが確実にされているかについて一斉点検を実施させるとと もに、改めてタイヤ脱着作業や保守管理を適切に行うよう徹底されたい。

なお、公益社団法人全日本トラック協会会長あて別紙により通知していることを申し添える。

国自整第166号の2 令和5年12月4日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長 (公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る一斉点検の実施について(依頼)

大型車の車輪脱落事故防止については、本年も「令和5年度緊急対策」として10月から令和6年2月末を重点的に取り組んでいるところですが、12月1日、午後3時50分頃、青森県八戸自動車道下り線において、走行中の大型トラックから左後輪のタイヤが脱落し、道路保全工事を行っていた作業員に衝突、1名が死亡、1名が軽傷を負う事故が発生した。また、11月30日、島根県の国道においても大型トラックから脱落したタイヤが歩行者に衝突し、当該歩行者が重傷を負う事故が発生しました。

本件事故については、事業者からの報告によると、ともに冬用タイヤ交換後間もなく発生したとの情報がございます。

つきましては、別紙のとおり各地方運輸局等あてにトラック運送事業者に対して、保有 車両のホイール・ナットの緩みの確認及びタイヤ脱着作業後の増し締めが確実にされてい るかについて一斉点検を実施させるとともに、改めてタイヤ脱着作業や保守管理を適切に 行うよう指示したことから、本件実施についてご協力方よろしくお願いします。